

令和01年度 第7回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和01年10月21日（水） 午後2時30分から午後3時15分まで

2. 場所： 西宮市役所 東館 801会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（委員）	2 番	中務 幸雄
	3 番	高田 孝
	4 番	大前 有三
	5 番	二本松 義人
	6 番	松井 重治
	7 番	石田 隆文
	8 番	木田 佳文
	10 番	光岡 大介
	11 番	茶谷 巖
	12 番	奥村 幸弘
	13 番	庄治 郁夫
	14 番	前田 豊

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （係長）神田 武史 （主査）吉田 順二
（産業文化総括室長）北野 健

4. 欠席者： 1名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第7号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件
〈審議結果：承認〉

【議案第8号】 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件
〈審議結果：承認〉

【報告第18号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第19号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第20号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議 長 委員の皆様、本日はご苦勞様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は13名ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 異議なしとのことですので、2番中務委員と3番高田委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願いします。それではこれより議案審議に入ります。まず、議案第8号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」でございます。まず番号1についてご説明いたします。
- 【議案書朗読】
- それでは、本日配布しております資料「農地法第3条の判断基準」をご覧ください。
- 【資料朗読】
- このとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えています。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。番号1について中務委員お願いします。
- 中務委員 議案第7号番号1についてご説明いたします。申請農地は西宮市役所支所から北西へ約150メートルのところにあります。申請農地は農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権を移転するものです。譲受人は約6年前から、幼児教育の一環として当該農地を専任の作業員や保育園児と共に耕作されており、生産意欲も高く、農業に必要な機械をもっており、許可しても問題ないと考えます。以上で説明を終わります。
- 議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 委 員 (意見なし)
- 議 長 無ければ、議案第7号番号1につきましては、許可することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第7号番号1につきましては、許可することにします。
- 議 長 続きまして、議案第7号番号2について審議しますが、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条並びに農業委員会会議規則第10条の規定により、木田委員が除斥の対象となりますので恐れ入りますが議場から退席をお願いします。
- (木田委員退席)
- 議 長 議案第7号番号2について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 番号2についてご説明いたします。
- 【議案書朗読】
- 本件の申請農地は、前回農地法第3条による所有権移転が不許可とされた農地で、その売買契約が全くの白紙となり、この度当該農地を農業委員でもある木田氏が取得する

ものです。本日配布しております資料「農地法第3条の判断基準」をご覧ください。

【資料朗読】

申請農地の状態も改善しており農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えています。

議 長
奥村委員

事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

事務局の話では、畝立していなくても草刈すれば農地とみなすのであれば、今後従事者証明とか発行する際に指導するのがやりにくくなると思うが。

事 務 局

前回の総会后、県に確認しましたところ、農地が適正に保全管理されていないことを理由とした不許可処分は違法とまではいえないが適正な理由とはならないと指導されました。

中務委員

農地の状態といえば、隣地が盛り土しすぎで危険なので、それを行政として指導して是正してから審議すべきではないかと思います。

事 務 局
松井委員

その件につきましては、市役所内の関係部署に連絡しています。

中務委員の言ったことは農業委員会の職務ではないことで、この場で議論することではないと思います。また奥村委員の言いたいことは、農地判断の基準を明確にしてくれということですね。

奥村委員
事 務 局

そのとおりです。

わかりました。基準等につきましては県とも相談のうえ、検討します。他にご意見がなければ、県指導もありますので本件は早急に畝立てすることを条件に許可したいと考えています。

議 長
委 員
議 長

事務局の提案通り、条件をつけて許可することとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、番号2につきましては、許可することにします。

(木田委員着席)

議 長

続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」でございます。

【議案書朗読】

本申請地は市街化調整区域ですので、農業委員会が県知事に意見書を送付し、県知事が許可することになります。それでは資料をご覧ください。

【資料朗読】

資料のとおり、申請農地は第2種農地に該当するため、代替地の検討が必要になりますが、本件は自己所有地への進入路を目的とした転用であるため、代替地はありません。また、譲受人の資力に問題はなく、周辺農地への影響についても問題ないと判断されますので、許可相当と考えています。以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。

庄治委員をお願いします。

庄治委員

議案第8号についてご説明いたします。申請農地は県道82号線田尻橋交差点から北北東へ約360メートルのところにあります。進入路への転用については、特に問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議 長

地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

委員 (意見なし)

議長 無ければ、議案第8号につきましては、意見書をつけて県知事に進達することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第8号につきましては、県知事に進達することになります。これより報告案件に入ります。まず報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第21号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第21号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

【議案書朗読】

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後3時15分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)